

〔沿革〕	昭和61年9月本部訓令第10号	平成7年2月本部訓令第13号
	平成12年2月本部訓令第6号	平成15年2月本部訓令第6号
	平成19年3月本部訓令第10号	平成23年2月本部訓令第3号

自動車運転免許試験技能試験官の指定に関する訓令を次のように定める。

自動車運転免許試験技能試験官の指定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号）第6条の規定により自動車運転免許試験技能試験に従事する警察職員の指定に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 自動車運転免許試験技能試験に従事する警察職員は、自動車運転免許技能試験官（以下「技能試験官」という。）と称する。

(資格要件)

第3条 技能試験官として指定する場合の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 巡査部長以上の階級にある警察官またはそれに相当する警察職員であること。

(2) 25歳以上の者であること。

(3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けており、かつ普通自動車または大型自動車の運転の経験期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る運転免許についての技能試験官にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。

(4) 交通の方法に関する教則の内容となつている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有する者であること。

(事務手続)

第4条 技能試験官の指定及び指定解除に関する事務は、交通部運転免許本部千葉運転免許センター（以下「免許センター」という。）において行う。

(教養)

第5条 前記第3条の資格要件に該当する職員で、技能試験官として指定を受けようとする者は、免許センターが実施する教養を受講しなければならない。

2 交通部運転免許本部千葉運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、新たに技能試験官として指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び過去に技能試験官として指定を受けていた者で再度技能試験官として指定を受けようとする者（以下「再指定者」という。）に対しては、別表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有するものが、教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

3 免許センター長は、技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(指定及び解除)

第6条 免許センター長は、前条の教養を受講した者を本部長に上申して技能試験官に指定し、別記様式の指定書（別記第1号様式）を交付するものとする。

2 免許センター長は、技能試験官が長期療養、心身の故障等によりその任務を遂行できないと認めるときは、本部長に上申して指定を解除し、指定解除通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

なお、技能試験官が人事異動により所属に異動が生じたとき又は退職したときは、指定を解除し

たものとみなす。  
「以下様式等省略」